

地域主権型道州制の実現に向けた工程と基本的な制度設計 (石井私案)

1 地域主権型道州制の実現に向けた工程

(1) 道州制推進法（仮称）の制定

- 道州制導入の理念・基本方針
- 道州制導入に向けた工程（具体的な期限を設定）
- 制度設計等を担う検討（諮問）機関（地方公共団体の代表が参画）

(2) 検討機関による制度設計等の答申

- 国・道州・基礎自治体の役割分担、相互関係
- 国の機構の再編
- 地方税財政制度（財政調整制度を含む）
- 道州の組織
- 道州の区域 など

(3) 道州制導入に向けた法制の整備

(4) 道州制への移行

＜推進法制定後6～8年以内＞

2 基本的な制度設計

(1) 道州制導入の理念

有効性を失った中央集権体制を打破し、国は外交や防衛、通商政策など国家の存立に関わる事務に専念する一方、内政に関する事務は地方が担うことができるよう、国と地方双方の政府を再構築することで、地域主権型・多極型の「新しい国のかたち」を創造する。

(2) 国・道州・基礎自治体の役割分担、相互関係

- 国の事務は、①国際社会における国家の存立、②国家戦略の策定、③国家的基盤の維持・整備、④全国的に統一すべき基準の制定に限定する。
- 道州は、現在の国の事務を含め、①広域行政、②規格基準の設定、③基礎自治体間の調整を担う。

- 基礎自治体は、現在の都道府県の事務を含め、住民に身近な行政分野を総合的に担う。(住民自治・住民の利便性を拡大)
- 地方への大胆な事務・権限の移譲により、中央府省の解体再編を含む中央政府の見直しを進める。
- 道州及び基礎自治体の事務・権限に関する国の法令(法律及び政令に限る)は大綱的なものにとどめ、道州及び基礎自治体に「上書き権」を含む広範な自主立法権を付与する。
- 国・道州・基礎自治体の代表が参加する、「協議の場」を法律により設置し、事務・権限の分担や税財政制度など、重要事項について協議・調整する。

(3) 地方税財政制度(財政調整制度を含む)

- 偏在性が小さく、安定性を備えた新たな地方税体系を構築する。その際、国と地方の役割分担を踏まえ、消費税の地方税化を有力な選択肢とする。
- 道州及び基礎自治体に、税目・税率等を独自に決定できる課税自主権を付与する。
- 道州間については水平的な財政調整を基本とし、道州に係る地方交付税は原則として廃止する。
- 権限・税財源の移譲に伴う国の資産及び債務の取扱い、基礎自治体間の財政調整の在り方については更に検討する。

(4) 道州の組織

- 全国一律の設置基準等は必要最小限とし、道州独自の立法で自主的な組織を形成する。
- 道州には、広範な自主立法権を持つ一院制議会を設け、その議員及び道州の首長は直接選挙で選出することを基本とする。

(5) 道州の区域

- 経済的・財政的自立が可能な規模を有していることを前提とし、地理的一体性、歴史・文化・風土の共通性、生活や経済面での交流などの条件を踏まえて、法律により決定する。
- その際には、国民的なコンセンサスを得るためにも、透明性・客観性の高い基準を設定する。
- 道州の議会及び行政庁の所在地は、地域住民の意思を反映し、道州が決定する。